

# 令和4年度第1回広島市情報公開・個人情報保護審査会 専門部会 議事録

## 1 開催日時

令和4年5月16日（月）午後1時～午後2時15分

## 2 開催場所

公文書館研修・会議室（大手町平和ビル8階）

## 3 出席者

### (1) 委員（5名）

田邊誠委員（部会長）、片木晴彦委員（部会長職務代理者）、  
ジョージ・R・ハラダ委員、日山恵美委員、福永実委員  
（松田健之介委員は所用により欠席）

### (2) 事務局（4名）

企画総務局 公文書館館長、主幹（事）主任、主事2名

## 4 議題

改正個人情報保護法の概要等について

## 5 公開・非公開の別

公開

## 6 傍聴人

0名

## 7 会議資料

- (1) 令和4年度広島市情報公開・個人情報保護審査会（第1回専門部会） 次第
- (2) 個人情報保護法改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直し等の対応について
- (3) 個人情報保護制度見直しの全体像等（P1～P4）
- (4) （参考）専門部会開催スケジュール（想定）

## 8 議事概要

### (1) 改正個人情報保護法の概要等について

ア 「個人情報保護法改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直し等の対応について」及び「個人情報保護制度見直しの全体像等（P1～P4）」を基に、改正個人情報保護法の概要等について、事務局から説明した。

### イ 意見交換

〔福永委員〕改正条例のイメージとしては、広島市の現行条例を基に国法の規定を肉付けしていくような形なのか、それとも国法を前提に条例を作成

し、必要な部分について条例に内容を盛り込む形なのか。

〔事務局〕 イメージとしては後者である。

法律は条例に優先するため、共通ルールについては変えようがない。国の法律と全く同じ条文を再度、条例で定めることに国は否定的である。なお、改正条例の名称は広島市個人情報保護法施行条例である。

〔片木委員〕 定義規定について、法律と全く同じ文章を条例に盛り込む方法と、条例に書いていないことについては個人情報保護法によるとする方法と、例えば本条において個人情報とは法第2条に規定する個人情報とするというように、個々の定義規定について法第何条に書いてある何とかであるとする方法と、3通りの方法があると思うが、どのようなやり方を考えているのか。

〔事務局〕 国法を前提に条例を制定することになるので、個人情報保護法の施行に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項について条例で定めていく形になる。

〔田邊委員〕 施行条例なので、基本は法律があって、その施行の条例であろう。そのため、手続規定が主になるのではないかと思う。

匿名加工情報の提供制度はどこまでのことを行うのか。

〔片木委員〕 匿名だからよいのかということが難しい。例えば、審査会に諮問のあった事案で、生活保護を受けており給食費の免除を受けているという情報について、個人は特定できないがやはり知られるべきではないと判断して不開示妥当としているものがある。匿名であるからといって、出してよいのか難しい問題である。

〔事務局〕 業者から提案があれば、本市はそれを審査しなければならないが、その審査をどの部署が担当するのかを、今後調整することになる。

〔田邊委員〕 こういう情報が欲しいという提案があつて、それはあまりにも個人特定につながりすぎるからというやり取りをしながら、さらには、国の個人情報保護委員会との調整もしながら、三方向で調整しなければ、使えるような加工方式が出てこないのではないか。提案のあった情報について、それを出してもよいのかというだけでなく、もう少しこうした方がよいのではないかといったやり取りをしていくことになるのではないかと思う。

〔片木委員〕 一つには IT 事業や DX の関係の要求もあり、経済産業省や総務省、それに関連する企業の議論も入ってくると思うが、そういったところの意見調整は国の行うことであつて、地方レベルではそこまで見ていく必要はないという理解でよいか。

〔事務局〕 それについては、経済委員会のような別の審査会を立ち上げて、その中で審査することも考えられる。

〔片木委員〕 この審査会との調整も必要になるのではないか。

〔日山委員〕 行政機関等匿名加工情報は個人が復元できないようにしたものが前提だと思うが、復元できる状況になっているのか、復元できない状況になっているのかは削除情報等の加工次第かと思う。その加工方法に

ついて別委員会等を設けて、そちらでこういった加工をすれば匿名加工情報になるということを確認して、個人情報保護委員会にもそれを届け出るという仕組みを考えているのか。

〔事務局〕 それも一つの方向であると思うが、これから慎重に検討していかなければならないところである。

〔日山委員〕 そうすると、この審査会の関わる場面はないのではないか。

こういったファイルがあるということを広島市が公表して、それに対して企業からこのファイルをこういう目的で利用したいという旨の提案があったとき、この企業にこのファイルを提供してよいかという審査に、この審査会になるかどうかは分からないが、何らかの外部的な目も入れるということか。

〔事務局〕 そうならざるを得ないと考えている。

〔日山委員〕 行政機関等匿名加工情報の提供には、市の側からすると、２段階の審査があるというイメージなのか。加工するときに、この加工で適切かどうかの審査があって、さらにもう一回、提供するときにその提供を行って問題ないかという審査があると。

〔事務局〕 ２段階はできないと考えている。個人情報保護の専門家と経済の新産業創出の専門家が一緒に入ってもらってその審査会の中で議論していくことになると思う。国の個人情報保護委員会に対しては、現実的には事後報告のような形になると思う。

〔日山委員〕 今から詰めていくのだと思うが、市が持っている個人情報を復元できない形に加工していると言えるかどうかという話と、それを欲しいと言っている企業に対して提供してよいかどうかという話の２段階があると思う。それは時系列的に別であるため、一回で議論することはできないのではないか。その辺りの手続について市としてはどのような仕組みを作っていくのか。

〔事務局〕 手続としては、個人情報保護法第 114 条で、「行政機関の長等は、第 112 条第 1 項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。」とされており、まずは提案の理由に問題がないかなどを審査しなければならない。そして、審査をして問題がなければ次は契約をし、最後に、復元できないように匿名加工情報にして提供するという流れになるが、最後の部分は、公文書館が仮にこの匿名加工情報の提供までするという事になれば、委託するほかない。最初の提案の審査を、この審査会に IT などの専門家を加えて行っていただくか、最初の提案の審査から最後の匿名加工情報作成まで全て含めて匿名加工情報という制度については違う部署に所管してもらうかなど調整等しなければならない。

〔田邊委員〕 まずは個人情報ファイルでこういった情報のファイルがあるということを外から見て、このファイルを加工すれば自社にとってよい情報になるのではないかということで提案があって、業者に委託するかは別として、匿名加工情報のファイルが新たにできると思う。それは提

案した業者との間で契約を結んでできるようにすると思うが、できたファイルの帰属先は広島市になるのか。

〔事務局〕 そうである。

〔田邊委員〕 そうすると、それを二次利用というか、ファイル名を付けて、こういったファイルがあると公開しておけば、それをさらに他の業者に利用させることができるのではないかと。契約を結ばばではあるが。

〔事務局〕 二次利用は考えていない。国では現在、一社独占契約で基本料金21,000円に加えて加工手数料を徴収している。

〔田邊委員〕 匿名加工した情報のファイルはその会社のために作っただけなので、それ以上どうにもならないということか。

〔事務局〕 そうである。

〔田邊委員〕 法第114条にあるように、目的を審査しなければならないので致し方ないということになる。

手数料については施行条例で定めることになると思うが、例えば、学術的な利用の場合は無料にするということもあり得るのか。

〔事務局〕 匿名加工情報の減免に関することは、ガイドライン等に触れられておらず、まだよく分からない。他都市の状況等を注視したいと思う。

新法では、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めることとされており、国と同様に定めることになると思われる。

〔片木委員〕 提案を受けて審査するということであるが、法第114条の具体的な判断基準は一任となるのか。ガイドラインができるのか。

〔事務局〕 ガイドライン等にはそこまで詳しく書かれていなかったと思う。

〔田邊委員〕 匿名化の話に戻るが、特定できないような加工になっているかどうかは、本当の専門家でないとは分からない。

〔片木委員〕 一定レベルでの判断までしたら、それで免責されるというところが必要である。

〔田邊委員〕 次回からは、当専門部会をどのように進めていくのか。

〔事務局〕 次回は、まず現行条例と改正個人情報保護法の用語の定義の違いから入り、他都市の先行事例を参考にしながら審議事項ごとに説明させていただいた後、審議していただくことを考えている。

〔田邊委員〕 「個人情報保護制度見直しの全体像等」の資料の3ページ目の概要の「② 定義の一元化」と「③ 個人情報の取扱い」が中心かと思う。

〔片木委員〕 これでいくのであれば、今さら広島市の条例の定義とすり合わせを行う必要があるのか。

〔田邊委員〕 国の法律には書いてあるが、地方自治体として、留意すべき事項について確認等する作業は必要かと思う。

〔福永委員〕 国法の立法姿勢として、自治体の審査会が積極的に関与するような制度設計は望んでおらず、例えば、先ほどの法第114条の匿名加工情報の審査に、この審査会が関わること自体あまり適当ではないのではないかと。

〔事務局〕 そのとおりで、国は否定的である。ただ、広島でいえば原爆関連など、地域特有の事情があるため、どうしても強調したい部分については、認められると思う。

〔田邊委員〕 それでは、中身については、次回から審議することとしてよいか。

（各委員了承）

(2) その他（今後のスケジュール等）

「(参考) 専門部会開催スケジュール（想定）」を基に、今後のスケジュール等について事務局から説明した。